

報酬額表

● 顧問報酬額（月） A

◇ 人数	報酬月額
5人以下	10,000円
6～10人	15,000円
11～19人	20,000円
20～29人	30,000円
30～49人	40,000円
50～69人	60,000円
70～99人	80,000円
100～149人	100,000円
150～199人	120,000円
200人以上	別途協議

◇ 顧問契約範囲の業務内容

- 1 労働者の入退社手続き（労働保険・社会保険）
- 2 労働保険料申告手続き（毎年5月）
- 3 社会保険料算定手続き（毎年7月および随時）
- 4 労働災害時の給付申請手続き
- 5 助成金の活用提案
- 6 就業規則の見直しのご提案
- 7.その他相談・指導

● 顧問報酬額（月） B 手続きなし・相談は原則電話・メール

・ 月額 5,000円 ～

◇ 顧問契約範囲の業務内容

- 1 労務管理その他労働社会保険関係に関する相談及び指導
- 2 各種助成金の活用の提案

● 給与計算業務

◇ 従量制 月額 基本料金＋人数×500円～2000円

・ 基本料金 10,000円

人数1人毎 500円～2,000円加算（残業時間計算の有無による）

注 賞与計算等は、1回につき、上記の計算と同様の計算による金額とします。

◇ 年間契約 従量制金額を基準に年額見積もり

・ 契約金額の12分の1を毎月請求

・ 人数の変動等により毎年契約金額の見直しを行います。

● 顧問契約範囲外の報酬額 (☆顧問報酬 A に含まれます)

- 1 労働・社会保険の新規適用
 - ◇ 人数 労働保険(労災+雇用) 社会保険
 - 1~2人 30,000円 30,000円
 - 従業員1人追加 5,000円 15,000円
 - ◇ 労災特別加入の場合は、別途事務組合への加入料が必要です。

- 2 算定基礎 (社会保険)・年度更新 (労働保険) ☆
 - 被保険者数 3人まで 各 30,000円
 - 被保険者数 4人以上 各 40,000円~

- 3 雇用保険・社会保険 資格取得喪失 ☆
 - ◇ 雇用保険 社会保険
 - 資格取得・喪失 15,000円 15,000円 合計 30,000円
 - 組合への書類提出 +5000円
 - 遡っての取得 +5000円

- 4 助成金申請手続き
 - 助成金給付額の 20%
 - 特に難易度が高いものについては、別途協議
 - 顧問契約がある場合は、助成金受給時にご請求致します。
 - 顧問契約がない場合は、前受金をご請求致します。
 - (前受金は、不支給の場合もご返却できません)

- 5 就業規則、諸規程等の作成・変更
 - 就業規則作成 (新規・大幅な見直し) 200,000円~
 - 部分的な見直し、各種規定の作成 別途協議

- 6 その他許認可申請など
 - (1) 一般労働者派遣事業許可申請 新規・更新 150,000円~
 - (2) 一般労働者派遣事業許可報告書 作成・提出 20,000円~
 - (3) 訪問介護事業者指定申請 100,000円~
 - (4) 通所介護事業者指定申請 150,000円~

- 7 求人の申込み
 - (1) 求人票の提出 新規 20,000円
 - (2) 変更など 10,000円~

- 8 相談
 - ※ 相談料 30分 5000円・1時間 10,000円
 - ※ キャリアコンサルタント 1時間 10,000円
 - ※ 出張による場合 出張料 4時間まで 10000円 1日 20000円
(交通費・実費)

金額はすべて、税別です。

桜社会保険労務士事務所

社会保険労務士 松田正子

Tel 075-211-0151 Fax 075-251-6696

令和2年9月1日